憲法問答

第6章 憲法9条に対する解釈 「当てはめ」か「解釈」か

72年見解は「遺産」なのか?
橋下:
□ 72年見解が基にしていた国際情勢や社会事実の変化によって, 現在に見解が修正され
るかどうかを議論すべき
安倍さんが安保法制の前提としている立法事実の検証が必要
□ 72年見解の自衛権を「必要最小限度」の範囲に絞ってしまったため,集団的自衛権が
排除されてしまった.
□ 国際法上の自衛権は必要性と均衡性という条件であって「必要最小限度」まで絞り込
まれていない
□ 72年見解の冒頭で「必要な自衛の措置」を認めているのであれば,過剰に自衛権を制
限する必要はないのでは?
□ もし「必要最小限度」が国際法上の個別的自衛権の行使要件を言い換えたものなら
ば,集団的自衛権を認めている国際法とは明らかにことなるのでは?
□ 今回成立した安保法制は「存立危機事態」という自国の存立が具体的に脅かされる危
機的な状況であっても他国からの援助要請がないと自衛権は発動できない
□ 憲法9条で国権の発動たる戦争を目的としない限り, 自衛権が認められているので芦田
修正説を用いなくても自衛権を導くことができる.
木村: 72年見解は「当てはめ」ではなく「ルール」を示したもの
□ 「国家間の武力行使についての72年見解を前提として, サイバー攻撃などに「当ては
め」がなされることはあるが、「ルール」は変わらない.
「必要最小限度」とは日本法において,国際法上の個別的自衛権の行使要件を言い換
えたものでしょう
「必要な自衛のための措置」は1959年の砂川事件最高裁判決が使った表現で、「自
 国の平和と安全を維持しその存在を全うするために必要な自衛の措置を取りうること
は国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」とした.この最
高裁判決をなぞるように「自国の平和と安全を維持しその存在を全うするために必要
な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」との立場が示され
た。
「自国の…存立を全うする」場合は、主権が攻撃された場合なので「必要な自衛の措

直」とは「日本の王権が攻撃された時の措直」つまり個別的目衛権になる
自衛隊法76条の存立危機事態の条文は,あくまで自衛隊の「出動」に関する条文であ
り, 武力行使については88条で規律されていて, 外国からの要請がないまま武力行使を
すると国際法違反とともに, 88条違反になる.
1946年, 政府が国会に提出した憲法改正案が衆院憲法改正特別委員会のもとに設立さ
れた小委員会で修正され、委員長の芦田均が9条2項のぼうとうに「前項のもくてきを
達成するため」とあるので、侵略が禁止されているだけで、侵略さえしなければ軍隊を
持つことが禁じられているわけではないと理解するのが芦田修正説.
芦田修正説は国際法上許される武力行為は禁じていないという説なので, 安保法制懇
はほぼ芦田修正説である.

#読んだ本/憲法問答/4章